

平成22年4月から

不妊治療に要した費用の一部を助成します!

不妊治療を受けているご夫婦の経済的負担を軽減し、子どもを生みたい方が生めるような環境づくりを推進するために、国東市が不妊治療に要した費用の一部を助成します。

県の制度と併用できます

① 助成の対象となる方

下記の①～④に全て該当する方

- ① 婚姻後1年以上経過した夫婦
- ② 夫婦ともに、1年以上国東市の住民基本台帳に記録されている方、または外国人登録原簿に登録されている方
- ③ 医療機関が不妊症と診断し不妊治療を受けている方
- ④ 市税を完納している方

② 補助対象となる不妊治療

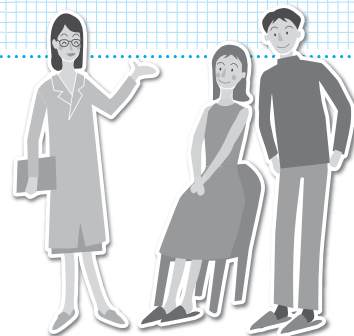
医療保険適応外の不妊治療費（入院費、食事代など治療に直接関係ない費用を除く）
但し、大分県の交付額を除いた不妊治療費です。 ※平成22年4月1日以降の不妊治療から適用します。

③ 助成金の額

1組のご夫婦に対して、1年度**10万円**を上限とします。（通算5年度とします）

④ 申請に必要なもの

- ① 医療機関が発行した不妊治療費の領収書
- ② 印鑑
- ③ 振込みを行う銀行等の通帳（申請を行う本人名義のもの）
- ④ 不妊治療費助成金申請書（窓口準備しています）
- ⑤ 薬剤内訳証明書（窓口準備しています）
- ⑥ 不妊治療費助成金調査書（窓口準備しています）



⑤ 申請期間

不妊治療を受けた日の属する月の翌月の初日から1年以内までとします。

申請窓口及び問い合わせ 国東保健センター ☎0978-73-2450